

公 示 送 達

氏 名(名 称) 梅本 登美子 ほか2名

上記の者に送達すべき下記の書類について、送達を受けるべき者の住所・居所等が明らかでなく、送達不能のため、介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2の規定により公示送達を行います。

なお、当該書類は、京都市下京区役所健康福祉部健康長寿推進課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

記

下介 T50809

令和 8年 10月 27日

京都市下京区長 玉田 智子



(備 考) 上記の書類は、令和 8年 11月 3日をもって
法律上その送達があったとみなされます。

[illegible]